



2024年10月31日

各 位

会 社 名 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社
代表者名 取締役社長 グループCEO 船 曳 真一郎
(コード番号 8725 東証プライム・名証プレミアム)
問 合 せ 先 広報・IR部 課長 田 淵 亮 介
(TEL. 03-5117-0311)

当社子会社における公正取引委員会による行政処分について

当社の子会社である三井住友海上火災保険株式会社（社長：船曳 真一郎、以下「三井住友海上」）およびあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（社長：新納 啓介、以下「あいおいニッセイ同和損保」、三井住友海上と合わせて以下「両社」）は、2023年12月19日に公表いたしましたとおり、特定のお客さまを保険契約者とする損害保険契約に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして公正取引委員会による立入検査を受け、以降、同委員会の調査に全面的に協力してまいりました。

本日、両社は、公正取引委員会より独占禁止法に基づく行政処分（排除措置命令および課徴金納付命令）を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

お客さまをはじめご関係者の皆さまに多大なるご心配とご迷惑をおかけしておりますことを心よりお詫び申し上げますとともに、全力を挙げて改善・再発防止に取り組み、信頼回復に努めてまいります。

記

1. 排除措置命令の概要

(1) 三井住友海上に対する排除措置命令

株式会社JERA、コスモ石油株式会社、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構、シャープ株式会社、京成電鉄株式会社、警視庁、東京都、仙台国際空港株式会社および東急株式会社をそれぞれ保険契約者とする各損害保険契約に関し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為があったとして、当該違反行為を取りやめていることを確認し、今後同様の行為が行われないよう必要な措置を講じること等を命じられました。

(2) あいおいニッセイ同和損保に対する排除措置命令

株式会社JERA、コスモ石油株式会社、京成電鉄株式会社および東急株式会社をそれぞれ保険契約者とする各損害保険契約に関し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為があったとして、当該違反行為を取りやめていることを確認し、今後同様の行為が行われないよう必要な措置を講じること等を命じられました。

2. 課徴金納付命令の概要

両社が受けた課徴金納付命令の概要は次のとおりです。なお、両社は、公正取引委員会に対し課徴金減免制度の適用を申請した結果、課徴金の減額が認められています。

(1) 三井住友海上に対する課徴金納付命令

株式会社 J E R A、コスモ石油株式会社、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構、シャープ株式会社および京成電鉄株式会社をそれぞれ保険契約者とする各損害保険契約に関し、合計 8 億 8,514 万円の課徴金を納付するよう命じられました。

(2) あいおいニッセイ同和損保に対する課徴金納付命令

株式会社 J E R A、コスモ石油株式会社および京成電鉄株式会社をそれぞれ保険契約者とする各損害保険契約に関し、合計 5 億 640 万円の課徴金を納付するよう命じられました。

3. 両社の対応

両社は、2024 年 2 月 29 日に公表いたしましたとおり、金融庁からの業務改善命令を受けて業務改善計画書を提出し、再発防止に取り組んでおります。今回の公正取引委員会からの行政処分（排除措置命令および課徴金納付命令）を厳粛に受け止め、引き続き信頼回復に努めてまいります。

4. 業績への影響

本件に係る課徴金は、2025 年 3 月期中間期において独占禁止法関連損失引当金として計上する見込みであります。2024 年 5 月 20 日公表の 2025 年 3 月期（通期）の連結業績予想につきまして、本件による変更はありません。

以 上